

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案要綱

第一 目的

この法律は、加齢により心身の機能が低下した場合等に高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の向上等に資するよう特別の措置を定めることにより、介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図ることを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「介護労働者」とは、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して心身の状況に応じた介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするために介護事業者が行う第三の一の二の福祉サービス又は保健医療サービスの業務に従事する労働者をいうこと。

二 この法律において「介護事業者」とは、介護保険法の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型

介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者をいうこと。

(第二条関係)

二

第三 優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための給付

一 給付

1 市町村及び特別区は、第一の目的を達成するため、介護保険事業として、この法律の定めるところにより、優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための給付を行うものとする。

2 1の給付は、介護保険法の介護給付又は予防給付のうち一定のものに係る福祉サービス又は保健医療サービスを行った介護事業者に対し当該福祉サービス又は保健医療サービスに基づいて行う加算介護報酬の支給とすること。

3 加算介護報酬は、第一の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、介護を担う優れた人材を確保することにより質の高い介護サービスを提供するために用いなければならないこと。

(第三条関係)

二 加算介護報酬に関する基準等

1 厚生労働大臣は、介護を担う優れた人材が確保されるようにするため、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会の実現に介護労働者が重要な役割を担っていること並びに介護労働者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、他の業種に従事する労働者の平均的な賃金水準を勘案し、加算介護報酬に関する基準を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、1の基準を踏まえ、介護事業者が加算介護報酬の支給を受けることに伴い講ずべき介護労働者の賃金の引上げその他の労働条件の改善のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、公表するものとする。

(第四条関係)

三 届出

加算介護報酬の支給を受けようとする介護事業者は、事業所ごとに、その支給に係る市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を届け出なければならないこと。

- ① 当該事業所における介護労働者の雇用管理の現状
- ② 加算介護報酬の支給を受けることに伴い当該事業所において講じようとする介護労働者の賃金の

引上げその他の労働条件の改善のための措置の内容

(第五条関係)

四 加算介護報酬の支給

1 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）は、三の届出をした介護事業者（以下「届出事業者」という。）が、第三の一の二の福祉サービス又は保健医療サービスを行ったときは、当該届出事業者に対し、当該福祉サービス又は保健医療サービスに基づき加算介護報酬を支給すること。

2 加算介護報酬の額は、二の1の基準により算定した額とすること。

3 市町村は、届出事業者から加算介護報酬の請求があったときは、二の1の基準に照らして審査した上、支払うものとする。

(第六条関係)

五 費用の負担

国は、市町村に対し、加算介護報酬の支給に要する費用を負担すること。

(第七条関係)

第四 介護労働者の労働条件の改善

一 介護事業者は、介護を担う優れた人材を確保することにより質の高い介護サービスを提供することができるように、介護労働者の賃金の引上げその他の労働条件の改善に努めなければならないこと。

（第九条関係）

二 加算介護報酬の支給を受けた届出事業者は、その届出に係る介護労働者の賃金の引上げその他の労働条件の改善のための措置の実施状況を市町村長に報告しなければならないこと。

三 市町村長は、介護を担う優れた人材を確保するために必要があると認めるときは、加算介護報酬の支給を受けた届出事業者に対し、第三の二の２の指針を勘案して、介護労働者の賃金の引上げその他の労働条件の改善のための措置について助言又は指導を行うことができること。

四 市町村長は、加算介護報酬の支給を受けた届出事業者が、介護労働者の賃金の引上げその他の労働条件の改善のための措置を講じていないと認める場合には、当該届出事業者に対してその理由を説明するよう求め、正当な理由がないと認めるときは、介護労働者の賃金の引上げその他の労働条件の改善のための措置を講ずべきことを勧告することができること。

（第十条関係）

第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると。

2 この法律は、介護保険制度について見直しが行われ、介護を担う優れた人材の確保に支障がなくなつたときは、廃止するものとする。

3 第三の四の1（加算介護報酬の支給）は、この法律の施行の日から起算して一月以内に第三の三の届出をした介護事業者については、平成二十一年四月一日から当該届出をするまでの間に当該介護事業者が行った第三の一の2の福祉サービス又は保健医療サービスについても適用すること。

二 その他所要の規定を設けるものとする。

（附則等関係）